

ご回答

質問 1

貴殿が代表を務める立憲民主党の綱領（2020年9月15日）では、「原子力エネルギーに依存しない原発ゼロ社会を一日も早く実現」するとされています。貴殿の、原発の使用済み核燃料の行き先をきめないことには、原子力発電をやめると宣言することはできない旨の回答は、立憲民主党の綱領と矛盾するものと考えますが、この点について、貴殿のお考えをお示しください。

（ご回答）

ご指摘の通り、立憲民主党綱領において、「私たちは、地域ごとの特性を生かした再生可能エネルギーを基本とする分散型エネルギー社会を構築し、あらゆる政策資源を投入して、原子力エネルギーに依存しない原発ゼロ社会を一日も早く実現します」としているところです。その実現を目指していることに、何ら揺るぎはありません。

一方で、たとえば平成10年7月29日に電気事業連合会の立ち会いのもと行われた、青森県、六ヶ所村、日本原燃株式会社の覚書では、「再処理事業の確実な実施が著しく困難となった場合には、青森県、六ヶ所村及び日本原燃株式会社は、使用済み核燃料の施設外への搬出を含め、速やかに必要かつ適切な措置を講ずるものとする」とされているところです。

全ての原発を廃止すれば、使用済み核燃料再処理事業は不要となります。そうなれば、使用済み核燃料を速やかに施設外に搬出しなければならなくなりますが、その行き先は決まっていません。新聞インタビューの当該部分は、行き先を決めるための様々な政治調整が必要になること、政権を取った暁には、速やかに当該覚書の見直しを行うとともに、行き先を決めるための努力を惜しまない趣旨で申し上げたところです。

従いまして、立憲民主党が綱領で掲げる「原子力エネルギーに依存しない原発ゼロ社会を一日も早く実現」することと、何ら矛盾はないものと考えておりますし、私も立憲民主党の綱領・基本政策に掲げる社会の実現に全力を傾注して参ります。

質問 2

原発ゼロ社会の実現のためには、先に脱原発の意思決定及び宣言を実施し、その後使用済み核燃料の行き先を考えるのが適切な順序であって、使用済み核燃料の行き先の決定を脱原発の意思決定及び宣言の前提条件とすることは、実質的に原発ゼロ社会の実現を不可能にすることだと考えますが、この点について、貴殿のお考えをお示しください。

(ご回答)

質問1と回答が重複してしまい恐縮ですが、立憲民主党綱領において、「私たちは、地域ごとの特性を生かした再生可能エネルギーを基本とする分散型エネルギー社会を構築し、あらゆる政策資源を投入して、原子力エネルギーに依存しない原発ゼロ社会を一日も早く実現します」としているところです。その実現を目指していることに、何ら揺るぎはありません。

一方で、平成10年7月29日に電気事業連合会の立ち会いのもと行われた、青森県、六ヶ所村、日本原燃株式会社の覚書では、「再処理事業の確実な実施が著しく困難となった場合には、青森県、六ヶ所村及び日本原燃株式会社は、使用済核燃料の施設外への搬出を含め、速やかに必要かつ適切な措置を講ずるものとする」とされているところです。

全ての原発を廃止すれば、使用済核燃料再処理事業は不要となります。そうなれば、使用済核燃料を速やかに施設外に搬出しなければならなくなりますが、その行き先は決まっています。

「使用済み核燃料の行き先の決定を脱原発の意思決定及び宣言の前提条件と」しているのではなく、当該覚書の見直しや原発立地自治体支援策の策定など様々な努力が必要であり、その努力を惜しまない趣旨で申し上げたところです。

もちろん、立憲民主党は、綱領「原子力エネルギーに依存しない原発ゼロ社会を一日も早く実現」することを掲げており、私もその実現に向け全力を尽くして参ります。